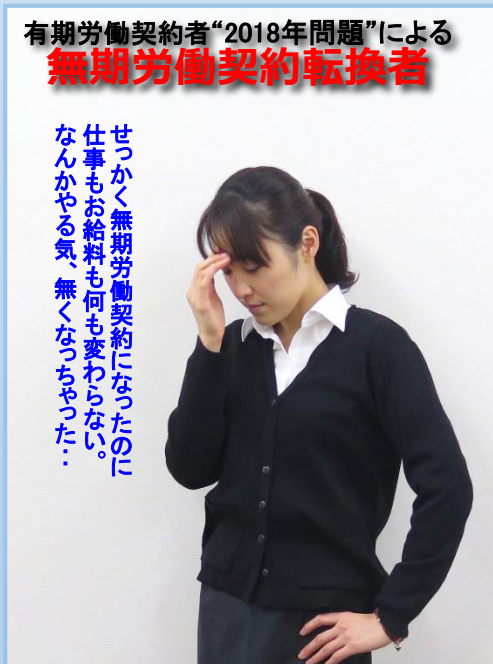


企業課題となる

“5つのタイプの労働者”

への対応と的確な労務管理

5つの労務管理の重大課題対策を5人の労働関係弁護士が解説



主催 愛知県下各労働基準協会

# 平成29年度 労働トラブル防止総合講座 ご案内

少子高齢化が進み労働力が減少する中、高齢者、女性、非正規労働者の活用が急務となっております。

また、職場のストレス、長時間労働による健康障害も大きな社会問題となり、さらには、情報の入手が容易となり労働者の就労意識も変化しており、企業と労働者との関係も従来とは全く異なったものとなりました。

企業は危機管理と自社の繁栄に結び付けるために、このような労働環境の変化を受けた、様々なタイプの労働者の特性に沿った、的確な労務管理を実施する必要があります。

そこで愛知県下各労働基準協会では、労働分野で活躍される弁護士に下記の内容をお聴きする全5回の「労働トラブル防止総合講座」を開催します。ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

●時 間 午後1時30分～午後4時30分

●会 場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター) 名古屋市中村区名駅4丁目4-38

●総括テーマ 企業課題となる“5つのタイプの労働者”への対応と的確な労務管理

第1回 平成29年6月20日(火)

## 社内規則を守らず企業秩序を乱しつつける “問題労働者” 適正な指導、教育、監督方法と 企業として対処できない要求への対応



### 【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働問題をめぐる使用者・企業側の立場による、訴訟、労働審判、団体交渉の対応、相談を行い、事業主団体等での労働関係講演も数多い人気講師。労働基準協会主催講習でも10年以上講師を担当。経営法曹会議幹事。元愛知労働局紛争調整委員会あっせん委員。元愛知県産業労働部労働福祉課労働相談員

西脇法律事務所 所長 弁護士 西脇 明典 氏



労働法令を守らず、長時間労働等で労働者を雇用する企業が、“ブラック企業”として社会的問題となっております。

一方、企業の労務管理を進めるうえで、賃金と業務が見合うかどうかということが一つの指標となりますが、労働者の中には誠実に企業のために働く義務を果たさなかったり、社内規則を守らない、企業秩序を乱したりする者がいるのも事実です。

労働者でも安易に解雇、雇止めを行うことは民事上問題があり、企業が指導、教育、監督を充分に行うことが必要となります。

しかし、このような労働者の中には、自らの権利、保護を強く主張する者もあり、企業の指導等を不満とし、公な労使紛争解決手続に持ち込まれる事例も後を絶ちません。

そこで、このような労働者に対する労務管理の手法と対応策をお聴きします。

第2回 平成29年8月25日(金)

## 戦力にも高コストにもなる “定年後の継続雇用者” 同一労働同一賃金の原則に反しない 労働条件決定と適正な労働契約更新



### 【講師プロフィール】

東京理科大学理学部卒業後、東京大学法学部に再入学し卒業時に司法試験に合格の異色の理系女子弁護士。愛知労働局紛争調整委員会委員、愛知県弁護士会労働審判制度対策特別委員会委員、愛知県弁護士会両性の平等委員会委員。経歴を生かし、化学薬学分野等の医療機関問題、情報管理問題への対応・講演も多い。



少子高齢化が進み、労働力の確保と年金問題への対応のため、60歳以上の定年到達者の継続雇用義務が拡大されております。

継続雇用者の多くは嘱託等の立場となりますが、労働契約法、パートタイム労働法の規定により、有期労働契約者、短時間労働者であることのみを理由として、労働条件を差別することはできず、同一労働同一賃金の実現は、国の重要な政策課題の一つでもあります。

しかし、定年前後の業務内容が同じであるにも関わらず、賃金が大幅に低下する場合が多く、同一労働同一賃金の原則に反する部分の賃金支払いを命じた判例もあり、定年後の業務内容と労働条件の決定には細心の注意が必要となります。

また、健康、能力、気力等に注意を要する者もあり、安全・健康管理面の安全配慮義務を果し、適正な労働契約更新を行う必要もあり、定年後の継続雇用者の労務管理の留意点をお聴きします。

愛知県労働基準協会 労働トラブル防止総合講座 第1回 平成29年6月20日(火) 第2回 平成29年8月25日(金)

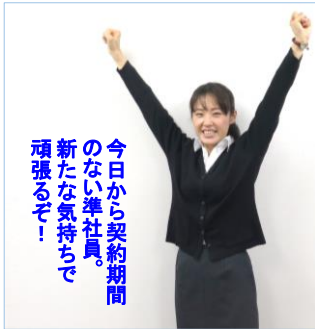
## 2018年問題による“無期労働契約転換者” 同一労働同一賃金の原則に反しない待遇と 適正な労働条件の決定

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤俊夫氏



### 【講師プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員等要職を歴任。



改正労働契約法により、多くの有期労働契約者が平成30年4月以降に、無期労働契約転換申請を行うことが予想されます。(2018年問題)なお、無期労働契約への転換は正社員としての登用を求めている訳ではなく、労働契約期間を定めただけであり、就業規則等に別段の定めがない限りは、職務、労働条件も変わらず、従来のパート労働者、嘱託社員等の立場は何ら変更はありません。しかし、無期労働契約転換者は5年以上の雇用期間を有し、業務知識、経験が豊富で、責任感の強い労働者が多く、労働契約期間のみを無くすことは、労働者のモチベーションを下げる可能性があります。加えて正社員との区分が困難となり、同一労働同一賃金の問題がより発生しやすくなり、新たな労務管理上の課題ともなります。企業の繁栄結びつき、無期労働契約転換者がさらに活躍できる、処遇と労務管理の留意点についてお聴きいたします。

## ストレス社会で増加する“メンタル不調者” 安全配慮義務違反を問われない 適正な就業管理と職場復帰への手順

森法律事務所 所長 弁護士 森美穂氏



### 【講師プロフィール】

神戸大学法学部卒。平成14年弁護士事務所を開設。事業主団体等での労働問題に関する講演が多く、メンタルヘルス・ハラスメント問題での講演、執筆も行う。経営法曹会議会員。愛知労働局紛争調整委員。愛知県中小企業特別労働相談員。元三重県労働委員会公益委員、元愛知県男女共同参画審議会委員



平成26年の日本の精神疾患患者数が約392万人と15年間でほぼ倍増する中、職場でのメンタルヘルス対策が重要視されております。平成27年度の精神障害の労災請求件数は1,515件と過去最高となり、支給決定件数の472件も過去最高件数と僅差の数字です。支給を決定した出来事として多いものは 1. 極度の長時間労働等の特別な出来事87件、2. 仕事内容・量等の大きな変化を生じさせる出来事75件、3. ひどい嫌がらせ、いじめ、暴行を受けた60件の順となっており、このような出来事の防止、配慮が求められ、これを怠ると企業の安全配慮義務違反、管理責任を問う訴訟ともなりかねません。そんな中、平成27年12月よりストレスチェック制度が開始されましたが、高ストレス者とされる労働者が、事業者に医師の面接指導の申出を行わないことが多く、必要な就業上の措置の実施に至らないのが現状です。メンタル不調者を生まない労務管理と、発生時の対策をお聴きします。

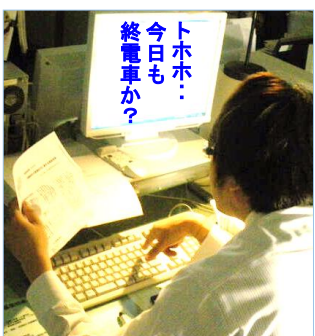
## 社会問題となる“長時間勤務労働者” 安全配慮義務違反を問われない就業管理と 規則遵守による労働時間削減対策

庄司法法律事務所 所長 弁護士 庄司俊哉氏



### 【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の講演を行う。弁護士会の裁判劇を手掛け、愛知県下各労働基準協会が上演する90分の労働災害劇「波紋ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員。



長時間労働は労働者の健康を害し、私生活の時間を奪い、日本の少子高齢化の原因の一つともされ、その是正が出来なかった企業で、過労死、過労自殺事案が発生し、社会的な批判を浴びてます。人材と業務量とのミスマッチによる長時間労働は、企業経営の問題であり、人材増強と業務改善により対処するしか方法がありません。しかし、長時間労働のもう一つの原因に、企業内での労働時間に関する規定の未徹底、未整備と、長時間労働を当たり前とする、経営者、管理者、労働者の意識、慣習と、企業の土壌があります。後者を原因とする長時間労働は、徒に企業の生産性を低下させ、労働者の貴重な時間を奪ってしまいます。対策として規定の整備、徹底と社員教育、さらには労働時間と成果と対比する評価性制度の導入も比較的短時間に効果を得ることが可能です。労務管理上の長時間労働削減対策についてお聴きいたします。

対 象 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等

定 員 150名(各回定員になり次第締め切ります)

費 用 会 員 1回 6,200円 5回 25,000円 (6,000円割引)  
 非会員 1回 8,200円 5回 33,000円 (9,000円割引)  
 いずれも資料代・税を含みます。

連絡先 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付  
 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1  
 電 話(052)961-1666 FAX(052)962-1670

会 場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)

電車の場合

- JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より
- ◎JR名古屋駅桜通口から ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分
- ◎名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル 名古屋クロスコートタワーを経由 徒歩8分

お車の場合

名古屋高速都心環状線「錦橋」出口より約6分 駐車場 123台収容



申込要領					
申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。 事務処理協会(名北協会)より受講票を開催日の7日前までにお送りいたします。					
名称	住 所	電話番号	FAX番号	対象地区	
申 込	(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井/小牧市
	名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知県東部
	(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
	豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
	岡崎労働基準協会	〒444-0834 岡崎市柱町上荒子30-2	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
込	一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府市/知多郡
	(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
先	豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)82-2575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(事務処理協会)		三菱東京UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133			
一般社団法人 名北労働基準協会		一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。			

平成29年度 労働トラブル防止総合講座 申込書(コピー可)

事業場名		TEL	( )	—
		FAX	( )	—
事業内容		労働者数		人
所在地	〒			
ご出席者	氏 名	所属部署・職名	受講日(レを付けて下さい)	
			<input type="checkbox"/> 5回とも <input type="checkbox"/> 6月20日 <input type="checkbox"/> 8月25日 <input type="checkbox"/> 10月16日 <input type="checkbox"/> 12月8日 <input type="checkbox"/> 2月28日	
ご出席者			<input type="checkbox"/> 5回とも <input type="checkbox"/> 6月20日 <input type="checkbox"/> 8月25日 <input type="checkbox"/> 10月16日 <input type="checkbox"/> 12月8日 <input type="checkbox"/> 2月28日	
	会費支払時期	月 日 銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者(部署名) 様)

会員番号※				
-------	--	--	--	--

※会員番号 郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。  
 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。